空気浄化:UV(ホルムアルデヒド) の性能判定基準

光触媒工業会に所属する会員(以下会員)は、空気浄化: UV (ホルムアルデヒド)機能を持つ光触媒加工製品(以下製品という)の認証を受けるにあたり、所定の試験機関にて JIS に基づいた評価試験を実施し、下記の性能判定基準を満足しなければならない。

併せて、会員は効果の持続性及び安全性に関するデータを取得し、開示できる状況を維持しなければならない。

1. 空気浄化: UV (ホルムアルデヒド) 性能評価試験方法

空気浄化機能 (ホルムアルデヒド) のデータを取得するにあたり、以下の試験法にて実施すること

なお、試験実施機関は、当事者間の同意においてでも試験内容を一切変更してはならない

・JISR1701-4 ファインセラミックスー光触媒材料の空気浄化性能試験方法-

第4部:ホルムアルデヒドの除去性能

2. 空気浄化: UV (ホルムアルデヒド) 性能評価試験機関

認証申請に必要な JIS 評価試験を実施できる機関は、NITE 技能試験を経て、JNLA に登録された機関のみとする。

但し、光触媒工業会が推奨した試験機関は JIS 評価試験を実施可能な機関とすることができる。

3. 空気浄化: UV (ホルムアルデヒド) 性能判定基準

製品認証を受けるためには、下記の初期性能を満足しなければならない。

- ・JISR 1701-4によるホルムアルデヒド除去量: 0.17 μ mol/h 以上
- 4. 空気浄化: UV (ホルムアルデヒド) 効果の持続性

効果持続性に関するデータ(促進試験、曝露試験)を取得し、消費者等へ開示できる状況を維持すること。会員が実施した促進試験後に、JIS試験を実施し、性能判定基準を満足すること。

5. 空気浄化: UV (ホルムアルデヒド) 安全性

製品認証を受けるためには、製品を使用した安全性試験、または、構成原料の MSDS などから安全性を評価し、下記の安全性基準を満足すること。

- ●必須試験項目
- (1)経口急性毒性: LD₅₀ ≥ 2,000mg/kg または、

GHS 分類 区分に該当しない (JIS 分類の場合)

GHS 分類 区分 5 または 区分に該当しない (国連 GHS の場合)

(2)皮膚一次刺激性試験: 刺激無し、または、弱い刺激性 または、

GHS 分類 区分に該当しない (JIS 分類の場合)

GHS 分類 区分3 または 区分に該当しない(国連 GHS の場合)

(3)変異原性試験: 突然変異誘起性が陰性であること または、

GHS 分類 区分に該当しない

皮膚に長時間直接接触する使用が常態として考えられる製品あるいは食品と接触する 可能性のある製品は、更に

(4)皮膚感作性試験: 陰性であること または、

GHS 分類 区分に該当しない

の追加確認が必要

会員は安全性に関するデータ取得に努め、消費者等へ開示できる状況を維持すること。

6. 空気浄化: UV (ホルムアルデヒド) ホルムアルデヒド発散に関する確認

申請製品が、建築基準法施行令第20条の7に示す第一種、第二種あるいは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないこと、すなわち、

- ・ホルムアルデヒド放散等級が「F☆☆☆☆」である
- ・ホルムアルデヒド発散建築材料として国土交通大臣が定める建築材料に該当しない(規制対象外)
- ・令 20 条の 7 第 4 項の規定 (ホルムアルデヒドの発散量が 0.005mg/m2·h を超えないものとした国土交通大臣認定) に該当する

のいずれかであることを示すエビデンスを提出すること。

7. 空気浄化: UV (ホルムアルデヒド) 表示の制限

光触媒工業会の認証を取得した製品について、光触媒工業会が建築基準法に関するホルムアルデヒドの発散について、なんらの保証等を行うものではない。カタログや製品への表示で、建築基準法による制限に関して法令に定める範囲を逸脱する等の消費者への誤解を招くような表示をした場合には、光触媒工業会の製品認証を取り消すものとする。

補足事項:

本性能判定基準に記載された光触媒製品は、光触媒が塗布、加工された最終製品をさす。光触媒製品への表示方法、内容については、規格運営委員会が定める事項による。

以上